

監査公表第2号

令和7年（2025年）5月12日

札幌市監査委員	庄	司	正	史
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和7年5月9日付け札総第304号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 304 号

令和 7 年（2025 年）5 月 9 日

札幌市監査委員 庄 司 正 史 様  
同 愛 須 一 史 様  
同 高 橋 克 朋 様  
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

# 別紙

1 指摘に対する措置（令和6年度監査報告第6号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和6年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 役務の調達に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約である教育委員会レイアウト変更業務において、本来は物品の購入として別契約とすべき物品を当該役務契約に係る部材に含めて調達していた。</p> <p>物品購入と役務では契約の締結に係る専決区分が異なるなど、入札・契約事務の取扱いが公平性・競争性の観点等から異なるものである。また、備品出納簿への記載が不十分になるなど、財産管理の観点からも不適正な事務処理となるおそれがある。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件については、担当者による関係規程等の理解不足によるものであり、局内他部においても同様の契約を行うことがあることを鑑み、局内へ事例共有により再発防止を図るほか、今後、同様の契約を行う際には、関係規定等を確認するなど、適正な事務処理に努める。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 契約書の確認を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 役務契約において、請書を徴する代わりに契約書を作成していたが、委託者である札幌市長の印のみが押印され、受託者の印及び印紙の貼付がない契約書を課長まで供覧していたものがみられた。</p> <p>(イ) 契約の内容から明らかに請負契約と判断できる契約書について、受託者より印紙の貼付がないまま受領し、課長まで供覧していたものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>収入印紙を徴すると共に、今後は、契約書を取り交わす際、受託者の押印漏れや収入印紙の貼付け要否にかかる確認を徹底するとともに、契約書の課内供</p>	

## 別紙

覧時において十分な確認を行うことにより、再発防止を図るほか、契約書への印紙の要否に疑義が生じた際は税務署へ確認を行うなどし、適正な事務処理に努める。

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 業務に必要な資格の確認を適正に行うべきもの</p> <p>給食の調理を行う学校に業務責任者及び副業務責任者として調理師の資格を有する者各1名以上の配置を義務付け、当該資格の確認のために履歴書に加えて調理師免許の写しの提出を定めているところ、手書きで氏名を修正した免許証の写しが複数みられた。</p> <p>氏名等に変更を生じたときの免許証の書換については、調理師法施行令の規定に基づき都道府県知事に申請のうえ交付されるべきものであり、手書きで修正した写しは、法令に定める手続を経たものではないことから、資格を確認する書類としては十分とはいえない。</p> <p>学校給食の更なる安全性の確保のためにも、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能を有する調理師の本人確認は厳格に行い、適正な事務の執行の確保に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>委託事業者へ提出を求めている本市様式の履歴書の中に、調理師免許と履歴書の氏名が異なる場合は「その理由」及び「事業者における本人照合が実施済みである」ことを記載する欄を設け、事業者及び本市による本人確認体制を強化することとした。</p>	
監査対象	環境局円山動物園
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 緊急調達に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>緊急で役務を調達した場合、事後速やかに請書を作成することとされているが、請書が作成されていないのがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、請書の徴取を省略できる契約金額を物品購入の場合と混同したことに起因するが、今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>契約事務ハンドブックのフロー図を用いて、職場内研修を行い関係規程について周知を図った。</p>	

## 別紙

加えて、人事異動等により職員が変わっても認識や対応を継続していけるよう、役職者及び係担当者の引継ぎ事項とし、再発防止に努めることとしている。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 緊急調達に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>緊急で役務を調達した場合、事後速やかに請書を作成することとされているが、請書が作成されていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因するが、今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>緊急調達の予定価格 10 万円以上の役務については、事後速やかに請書が必要である旨、課内周知した。加えて、毎年除雪シーズン前に行っている、職員向けの緊急調達処理に関する説明会資料において、今回指摘があった内容を盛り込むことで、請書の作成漏れがないよう体制を強化した。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 改定契約に関する書類への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>契約期間の変更を伴う改定契約について、変更受諾通知書に収入印紙が貼付されていないものがみられた。</p> <p>原契約書の内容を変更する文書は、印紙税法基本通達で定める「重要な事項」が含まれれば課税文書となるため、今後はチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>収入印紙を徴すると共に、不動産の表示に関する登記等委託業務に関するデータフォルダ内に、印紙税の手引き等を格納した。さらに、変更受諾通知書様式の印紙貼付欄に「期間変更のみの場合も印紙必要」と追記し、失念や誤解を防止する様式に変更した。</p>	

監査対象	建設局みどりの推進部
------	------------

## 別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの          契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。          カ 履行確認を適正に行うべきもの          役務契約に関する履行検査において、課長が指名した立会人とは別の職員が、書面上再指名の手続を行うことなく、立会人の用務を行っている事例がみられた。          履行検査は、役務の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務に努められたい。</p>
-----------------------	--

《指摘事項に対する措置》

再指名に係る書面上の手続きを行うとともに、検査員等を再指名する場合の事務について職員へ周知を図った。

今後は、履行検査報告書と完了届にて、検査員等を適切に指名したかの確認を徹底するとともに、やむを得ず検査員及び立会人の不在が生じた場合には、別の者を新たに立会人として再指名し、検査を行うことを徹底する。

<p>監査対象</p>	<p>環境局円山動物園</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(2) 支払に関する事務を適正に行うべきもの          支払に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。          ア 請求書の請求日を職員が記載したものがみられた。          請求日は支払の基準日となるものであることから、会計室等から適正な事務執行に努めるよう、繰り返し注意喚起されているものである。          今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

札契管第 1903 号・札会管第 962 号通知が発出されているにも関わらず、認識が不十分であったことが原因と考えられることから、当該通知について改めて職員に周知するとともに、請求年月日が未記入のものが送付された場合には、事業者に補正を求めることを園内に周知した。また、事業者に対しても請求日の記載の徹底と機械入力による書類作成を依頼した。

加えて、人事異動等により職員が入れ替わっても認識や対応を継続していけるよう、役職者及び経理担当者の引継事項とし、再発防止に努めることとしている。

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会市立学校</p>
-------------	------------------

## 別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(2) 支払に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>支払に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 契約書や請書の作成を省略した小額の調達案件において、支払期日を書面により明らかにしていないにもかかわらず、請求日から15日を経過した日を支払期日としているものがみられた。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律において、支払の時期を書面で明らかにしないときは、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなすと規定されている。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
-----------------------	---

### 《指摘事項に対する措置》

支払遅延防止法の適用対象経費の支出事務については、契約の相手方に対して、契約・発注条件が札幌市標準契約約款によることを見積依頼書、発注条件書又は発注書のいずれかの書面により交付するよう市立学校に通知していたが、当該取扱いが徹底されていない学校がみられた。

このため、全校長に対して当該取扱いの徹底を周知するとともに、令和7年度から小学校、中学校及び義務教育学校において、予算管理様式の統一化を実施することから、本様式で定める発注書により、契約の相手方に書面で明示し、写し等を保管するよう併せて周知した。

また、学校事務職員の共同実施組織である学校運営支援室の区グループ長会議において、共通様式を活用して、契約案件ごとに相手方に示し保管するよう徹底を指示した。

<p>監査対象</p>	<p>市民文化局文化部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物の収集運搬・処分をする場合は、法令等により自らを排出者として委託契約書を取り交わすことが義務付けられているが、更新に伴い撤去した機器の産業廃棄物処理について、これを更新業務の受託者に実施させているものがみられた。</p> <p>産業廃棄物を排出する事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないものであり、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務執行に努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

令和6年度に発注した部内の委託業務全般について、産業廃棄物の処理を含むものがないかを確認するとともに、産業廃棄物処理が委託内容に含まれていないかをチェックするフロー図、また産業廃棄物の処理において内部監査の着眼点集を参考に事務の留意点に関するチェックリスト及び参考リンク集を作成した。今後は機器の修繕や更新等業務においては、産業廃棄物が発生する可

## 別紙

能性が高いことから当該業務の起案者は1次伺にフロー図を添付し、決裁ラインでこれを確認することで、チェック体制を強化する取扱いとし、メールで部内周知する。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(4) 助成金に関する事務を適正に行うべきもの 助成金に関する事務について、交付要件を満たしていることの確認が不十分なまま交付決定していたものがみられた。 今後は、交付要綱に基づく事務取扱に留意し、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件指摘を受け、市税滞納や暴力団関係者ではないことなどを誓約する文言と、これらについて同意する旨のチェック欄を追加し、申請者が交付要件を満たす旨誓約することを意思表示できる様式へと変更した。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(5) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの 教育長（1等級）に4等級又は5等級の職員1名が随行する場合、宿泊料の算定において等級変更を認める規定を原則適用しているが、随行職員の宿泊料の算定にこの運用を適用せず支給しているものがみられた。 今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>過少支給となっていた宿泊料を追給した。また、再発防止のため、今回指摘があった事項のみではなく、旅費支給に関する誤りやすいポイントを部内経理担当職員に送付し、今後は関係規程を十分に理解したうえで適切な事務処理を遵守するよう周知を行った。決裁過程における入念な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>	

監査対象	市民文化局市民生活部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(6) 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の休日勤務手当、時間外勤務手当について、支給区分を誤り、手当を過大に支給しているものがみられた。 こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに過年度分を含め同様な事例がないかチェックを行い、過払分を戻入処</p>	

## 別紙

理するとともに、関係規程について職場内に周知を図った。また、今後は会計年度任用職員の時間外勤務の時間をシステム入力する場合には、経理担当係長のチェックを必ず受けてからシステム入力することとし、職員相互のチェック体制を強化した。

監査対象	環境局円山動物園
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産の管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 設備の点検管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>自家用電気工作物の保安管理業務において、受託者である北海道電気保安協会から令和5年4月の点検時に電気設備に関する技術基準を定める省令に適合しないと報告のあった設備のうち、令和6年9月の月次点検においても依然として不適合なものとして報告されていたのがみられた。</p> <p>改修に当たり動物を他の施設に収容するなど様々な調整を要する事情は理解できるものの、動物の安全の確保に向けて、速やかに改修を行い、省令に適合していない状態の解消が求められる。</p> <p>今後は、改修に向けた対応を精力的に進めるとともに、改修が行われるまでの間の安全性の確保に万全を期すよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>不適合である設備について、獣舎管理職員等及び関係する他課や専門業者にヒアリングした結果、動物への影響を最小限にする手法にて改修できる目途が立てられたことから、令和7年度の早い時期に改修等を行っていく。</p>	

監査対象	環境局円山動物園
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産の管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 公園施設の設置許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市都市公園条例施行規則において、公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着工日の15日前までに申請書を市長に提出しなければならないと定められているところ、これを期限までに提出させていないものが多数みられた。また、上記の申請書には図面等を添付しなければならないと定められているが、添付がないものがみられた。</p> <p>本件については、いずれも令和2年度第2回定期監査において同様の事務処理が指摘されたものであり、当該指摘に対する措置として、申請者に対し期限まで申請するよう案内するとともに、添付資料がない場合には、資料等の添付を求めるよう徹</p>

## 別紙

	<p>底したと報告があったものである。</p> <p>それにもかかわらず、今回も同様の事案が多数みられたことは極めて遺憾であり、申請者に対する周知不足や添付資料に係る誤認など、措置として示された対応が徹底されておらず、また、組織として理解が不十分であったことに起因すると判断せざるを得ない。</p> <p>今後は、申請書の提出状況については的確に確認を行うことに加えて、申請者への周知の徹底や組織内でのチェック機能の強化など、前回の監査結果に対する措置を確実に実行し、関係規程を遵守した適正な事務執行の確保に努められたい。</p>
--	---

### 《指摘事項に対する措置》

申請者への周知徹底を図るため、出締切より2か月以上余裕があるタイミングで許可申請の対象となる売店等にEメールや園長名の通知文を発送した結果、全ての売店等から期限前に申請書が提出された。

加えて、組織内のチェック機能の強化として、人事異動等により職員が変わっても対応を継続していけるよう、役職者及び係担当者の引継ぎ事項とし、再発防止に努めることとしている。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 使用料等の算定を適正に行うべきもの</p> <p>携帯電話基地局等設置のための建物の使用許可等を行う場合は、使用料等に対して100分の110を乗じて得た額をその年度の使用料等としなければならないところ、この加算が行われていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、関係規程の確認不足等に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

普通財産の貸付料の算定については、貸付契約書に修正内容を追記着色し、貸付事務フォルダに変更後の様式を作成した。また、独自の貸付契約書を使用していたことから、財政局管財部の貸付契約書（参考様式）（以下「標準様式」という）に変更するため、必要事項を転記着色し、消費税額及び消費税率10%の記載を加え、今後の標準様式の改正にも対応可能な仕様に変更した。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>印紙税が課税される土地の貸付契約書に、収入印紙が貼付されていないものがみられた。</p>

## 別紙

	<p>こうした事務処理は、関係規程の確認不足等に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

### 《指摘事項に対する措置》

自動販売機の貸付契約について、土地か建物の契約かどうかは基本的に屋外又は屋内で判断することを国税庁に確認したことから、本件については土地の契約として扱うこととした。借受人に対しては、今回の経緯を説明し、理解を得るとともに、係内で再度周知し、共通認識を図った。なお、当該事例のような場合でも、状況により建物の契約と考えることもあり得るため、今後疑義が生じるような貸付申請があった場合には、管轄である税務署に確認して事務を進めることとした。

監査対象	環境局円山動物園
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(2) 向精神薬・毒劇物(薬)に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>向精神薬・毒劇物(薬)の管理に当たり、当該受払簿に記載されている使用量等について誤っているものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

受払簿の月報確認時に管理担当者と役職者によるダブルチェックを徹底し、実際の在庫数量の確認だけでなく、前在庫数量と受払量から現在庫量を計算することで適切な在庫管理に努めている。

加えて、人事異動等により職員が入れ替わっても認識や対応を継続していけるよう、役職者及び管理担当者の引継事項とし、再発防止に努めることとしている。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(3) 理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 薬品庫に保管している劇物を貯蔵、陳列する場所には医薬用外劇物と表示しなければならないが、これが行われていないもの</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確</p>

## 別紙

	認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに「医薬用外劇物」の表示を行った。</p> <p>今後は、一斉点検時や薬品の購入及び廃棄時等、定期的に要領等に基づき薬品庫内の点検を行うことにより、再発防止に努める。</p> <p>内部統制特定リスクについては、通常「医薬用外劇物」の置き場に変更がなく表示していることが前提であることから見落としてしまう等、対策が十分とは言えない状況であることが判明した。</p> <p>今後は、上記改善策を反映した実効性のある取組となるよう反映させることとする。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(3) 理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 毒物・劇物受払簿には、当該月末に受入、払出合計と現在高(残量)を記載して、翌月10日までに物品管理者(学校長)の確認を受けるべきところ、記載・確認が行われていないものや、記載内容と受払状況が不整合のまま確認を終えているもの</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに使用状況を薬品受払簿に反映する、薬品受払簿に払出合計と現在高(残量)の記載を行い、確認の上、確認印を押印を行うなど、対応した。</p> <p>今後は、月末確認時に受払簿への記載漏れ及び確認印の押印漏れがないか複数人で確認することとした。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(3) 理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 毒物・劇物受払簿に記載されている数量と実際の数量が異なっているもの</p> <p>こうした事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、</p>

## 別紙

	<p>これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて関係職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>直ちに当該薬品の使用量等について薬品受払簿に転記した。</p> <p>今後は、理科薬品使用時に直ちに受払簿に記入することにより、再発防止に努める。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 行政運営事務／(1) 内部監査に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>内部監査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市内部監査規程では、局の庶務担当課長は、定期内部監査の結果について定期内部監査実施総括表を作成し、局長等に報告しなければならないと定めているところ、令和5年度の前期・後期ともに生涯学習部長までしか報告していなかった。</p> <p>イ 上記アの報告においては、監査従事者が作成した「定期内部監査実施経過報告書」を添付したうえで報告しなければならないと定められているところ、令和5年度の前期・後期ともに当該報告書を添付せずに報告が完了していた。</p> <p>ウ 札幌市内部監査規程では、局長等は、内部監査の結果の報告を受けたときは必要な指示等を行ったのち、定期内部監査実施総括表に当該必要な指示等を記載のうえ、これを取りまとめ総務局長に報告しなければならないと定められている。</p> <p>しかし、令和5年度前期定期内部監査の総括表について、監査で確認された不備が記載されていたものの、教育長の指示を記載しないまま総務局長に提出していた。</p> <p>内部監査は、札幌市の行政及び財政の公正かつ効率的な執行の確保及びその運営の積極的な改善に重要な役割を果たすものであることから、今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な監査の実施に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>アからウまでについて</p> <p>本件については、担当者による関係規程等の理解不足によるものであり、関係者に関係規程の共有を行った。引き続き適正な内部監査の実施に努める。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
------	------------

## 別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／3 行政運営事務／(2) 内部統制の取組を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市内部統制体制整備に関する実施方針では、内部統制の整備等に係る状況の確認等のため、自己点検や札幌市内部監査規程に基づき行う定期内部監査など4種類をモニタリングとして定めているところ、市立学校等については、定期内部監査を除く、自己点検等の3種類としていた。</p> <p>市立学校等における内部統制の有効性を適正に評価するためにも、自校以外の者によりモニタリングが行われることは必要であることから、今後、実施方針を踏まえた運用が行われるよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>令和7年度以降の市立学校のモニタリング体制を確立するため、局内の関係者と協議を重ね、例年5～6月に実施している学校訪問時において、教育委員会事務局が内部統制上で定めたリスクの点検を行うこととし、全学校で自校以外の者によるチェックを行うこととした。これを受け、市立学校に発出する通知には、自校以外によるモニタリングとして、「教育委員会事務局による点検」を追記し、4種類のモニタリングを設定した。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会市立学校</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／4 学校運営事務／(1) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>学校職員が公務のため自家用車を使用する場合は、その都度所定の様式により、校長にその旨を申し出、承認を受けなければならないと規定されているが、承認を受けないまま使用しているものがみられた。</p> <p>自家用車の公用使用は、一定の要件の下で限定的に承認しているため、その手続等について、職員の理解を十分に深めるなど、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>要綱に規定された手続方法等の理解不足及び確認が不十分であったことによる誤りであり、今回指摘があった学校に対して、あらためて職員の提出書類を再確認し、不足があるものについては、速やかに改善するよう関係学校に指示した。</p> <p>関係規程について所管の学校に改めて周知徹底を図るほか、書類の確認に際して、整理担当者だけでなく、複数人での確認を助言する等、再発防止及び適正かつ確実な事務執行の実現に向けて、取り組んでいく。</p>	

# 別紙

## (2) 令和6年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 高所作業車賃貸料金の積算を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市公共建築工事積算要領」では、積算に用いる単価として一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会が発刊する物価資料の使用が認められている。物価資料では、高所作業車の賃貸料金について、賃貸期間が1か月以上の場合は、賃貸料金を35%割引するとされている。</p> <p>今回監査した設備工事において、高所作業車の賃貸期間は1か月以上であったが、賃貸料金を割引せずに積算している事例がみられた。</p> <p>賃貸料金の算定に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、価格適用時の留意事項を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>当課では、担当者間での使用単価の差異が生じないように、課内共通単価を作成している項目もあるが、高所作業車については、過去に長期間に亘る使用がほぼ無かったため、割引の認識が無く、該当する単価を作成していなかった。</p> <p>類似の誤りが生じないように、賃貸料金の割引を考慮した単価を作成し、内部周知するとともに、設計チェックリストへ追加を行った。</p> <p>また、設計者、検算員はもとより、決裁者のチェックにあたっては細心の注意を払って再発防止に努める。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 特殊車両の通行手続を確認すべきもの</p> <p>道路法では、車両制限令に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・設備工事において、特殊車両に該当する車両が保管場所から工事現場等までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行手続に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可等を受けているのか確認すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

## 別紙

課の役職者会議や各係会議において本件の事例を共有した。また、今後は現場着手前に実施している「工事安全管理現場委員会」において、請負者に対し適切に通行許可申請書を提出して許可を得るよう指導し、施工計画書または施工協議簿にて許可書の写しの提出を求めることとした。

なお、すでに一部の業界団体に対して再発防止を要請しており、引き続き、他の業界団体にも同様の要請を進める。

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 特殊車両の通行手続を確認すべきもの</p> <p>道路法では、車両制限令に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・設備工事において、特殊車両に該当する車両が保管場所から工事現場等までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行手続に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可等を受けているのか確認すべきであったと考える。</p> <p>この事例は、令和4年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として、研修等を通して関係職員に周知するとともに、受注者への指導を行うと報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再発防止対策として受注者に対しては、当課より業界団体に対し「失念しやすい事項」として文書を発出して周知した。また、工事主任に対しては、課内会議で周知を行った。</p> <p>今後も継続して受注者への指導を行うとともに、工事主任に対しても課内会議等で周知を図る。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 測量作業の写真を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市公共測量仕様書」では、観測等の作業を行う場合は、観測風景を写真撮影し、成果物に添付することと定められている。</p> <p>今回監査した設計・測量業務において、観測作業を行っていない日に観測風景の写真をまとめて撮影し、小黒板の日付を作業日に書き換えて、観測作業時の写真として使用している事例がみられた。</p>

## 別紙

	<p>受託者の行為は不適切であるが、受託者から提出された写真が適正なものであるのか、委託者が十分確認せずに受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>観測作業時の写真は、測量作業の安全管理状況を確認する上で重要であり、こうした行為は、安全管理実施の信憑性を損なうおそれがあることから、今後は、このようなことがないように、受託者から提出された写真が適正なものであるか確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>課の役職者会議や各係会議において本件の事例を共有した。また、今後は業務着手前に実施している初回打合せにおいて、適切な写真撮影について指示を行う。</p> <p>なお、すでに業界団体に対して文書を配布し再発防止を要請している。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項 / 2 工事監理 / (2) 測量作業の写真を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市公共測量仕様書」では、観測等の作業を行う場合は、観測風景を写真撮影し、成果物に添付することと定められている。</p> <p>今回監査した設計・測量業務において、観測作業を行っていない日に観測風景の写真をまとめて撮影し、観測作業時の写真として使用している事例がみられた。</p> <p>受託者の行為は不適切であるが、受託者から提出された写真が適正なものであるのか、委託者が十分確認せずに受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>観測作業時の写真は、測量作業の安全管理状況を確認する上で重要であり、こうした行為は、安全管理実施の信憑性を損なうおそれがあることから、今後は、このようなことがないように、受託者から提出された写真が適正なものであるか確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>1) 工事主任となる担当者を対象に課内研修を実施し、下記について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が状況写真を実作業日と別日にまとめて撮影することを防止するため、作業実施前の着手打合せ時において、文書と口頭による受託者への注意喚起・指導を徹底すること。</li> <li>・担当者は、10区の工事担当係長で構成する施工監理部会において作成したチェックリストを活用して業者への指導・成果品の確認を行うこと。</li> </ul> <p>2) 10区の工事担当係長に当該指摘に係る内容を周知し、注意喚起を行った。</p>	

監査対象	建設局土木部
------	--------

## 別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 土留工を適切に実施すべきもの</p> <p>「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」では、土留工の要否については、建築基準法における山留めの基準に準じると定められており、同法施行令では、1.5メートル以上の根切り工事を行う場合は、山留めを設けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、道路を1.5メートル以上掘削しているが、土留工を適切に設置していない事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足や作業効率を優先したことが原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>課の役職者会議や各係会議において本件の事例を共有した。また、今後は現場着手前に実施している「工事安全管理現場委員会」において、請負者へ適切な土留工の設置について指示を行う。</p> <p>なお、すでに一部の業界団体に対して再発防止を要請しており、引き続き、他の業界団体にも同様の要請を進める。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>建設局土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・建築工事において、労働者が作業に当たり、以下の適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 高所作業車を用いてアンダーパス等の補修作業を行っていたが、当該器具を適切に使用していないもの</p> <p>これらの事例は、受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>この事例は、令和4年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として、課内における情報共有や受注者への指導を行っていることが報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように</p>

## 別紙

	に、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>令和4年度第2回定期監査において指摘のあった「高所作業時の安全管理」については、課内で内容を共有し、請負者との打合せや安全パトロールの場で指導していた。</p> <p>このたび、再度の指摘を受け、これまでの取組に加えて、今後は、適切な保護具の使用を促す掲示を現場に設置するほか、業界団体との意見交換の場を通じて、再発防止を強く働きかける。</p> <p>なお、すでに一部の業界団体に対して再発防止を要請しており、引き続き、他の業界団体にも同様の要請を進める。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・建築工事において、労働者が作業に当たり、以下の適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>イ 屋上の端部で防水作業等を行っていたが、墜落による危険を防止するための措置を講じていないもの</p> <p>これらの事例は、受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>仮設足場等に求められる仕様や措置について、関係職員に対し研修等を通じて周知を行った。受注者に対しても施工計画書作成時など当該作業着手前の段階での監督職員からの指導を徹底する。</p>	

# 別紙

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・建築工事において、労働者が作業に当たり、以下の適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ウ 移動式足場を使用して壁の撤去作業等を行っていたが、当該器具を適切に使用していないもの</p> <p>これらの事例は、受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《 指摘事項に対する措置 》</p> <p>墜落制止用器具の使用等の対策が必要となる条件について、関係職員に対し研修等を通じて周知を行った。受注者に対しても、施工計画書作成時など当該作業着手前の段階での監督職員からの指導を徹底する。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(5) 交通誘導警備員を適正に配置すべきもの</p> <p>警備員等の検定等に関する規則では、公安委員会が認定した路線における工事現場等において交通誘導警備業務を行うときは、1級又は2級検定合格警備員を配置しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した設計業務において、公安委員会が認定した路線で検定合格警備員を配置せずに測量作業を行っている事例がみられた。</p> <p>受託者と委託者双方の当該規則に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>検定合格警備員の配置は、認定路線上での作業における歩行者や通過車両への安全対策として重要であることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《 指摘事項に対する措置 》</p> <p>課の役職者会議や各係会議において本件の事例を共有した。また、今後は発注時から適切に交通誘導警備員を計上するよう努める。</p>	

# 別紙

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(6) 使用材料の品質を確認すべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」等では、シーリング材は、有効期間を過ぎたものは使用しないと定められている。</p> <p>今回監査した建築・設備工事において、有効期間を過ぎたシーリング材を外壁の補修作業等に使用している事例がみられた。</p> <p>受注者の確認不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して、品質管理に対する指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように品質管理を徹底し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>シーリング材の使用について、材料の受入検査時に有効期限内であることを確認するよう、関係職員に対し研修等を通じて周知を行った。また、受注者への指導を徹底する。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(7) 特別管理産業廃棄物を適正に処理すべきもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等では、使用済鉛蓄電池が廃棄された場合は、特別管理産業廃棄物として適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、廃棄した無停電電源装置には鉛蓄電池が内蔵されていたが、適正に処理されていない事例がみられた。</p> <p>受注者と発注者双方における、鉛蓄電池内蔵の有無についての確認不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係職員への周知やチェック機能を強化するなど、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再発防止として「OA 機器類等、鉛蓄電池を内蔵している可能性のある機器を処分する場合は、鉛蓄電池の有無を確認し、鉛蓄電池がある場合は、工事特記仕様書内の特別管理産業廃棄物該当項目へ印を付ける」ことをチェックリストに追加し、課内への周知を行った。</p>	

# 別紙

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(8) クレーン作業を安全に実施すべきもの</p> <p>クレーン等安全規則等では、クレーンによる作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、クレーンによる資材の搬入作業を行っている労働者が、つり上げられた荷の下で作業を行っている事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>この事例は、令和4年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として、研修等を通して関係職員に周知するとともに、受注者への指導を行うと報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を改めて職員に周知徹底し、更なる再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>これまで、本件ほか過去の指摘事項については、異動者や新採用となった職員はもとより、在籍している職員を含め、定期的な指導や他部局を含めた研修を行うほか、事業者に対しても、技術研修を通して周知していた。</p> <p>本工事についても、工事監督、施工者に対して、安全作業を指示していたところだが、下請企業や作業員への浸透が不足していたことが原因と考えることから、業界団体に対し文書を発出し、改めて下請企業等を含めた安全措置の徹底について指示を行った。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 設計変更手続を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市工事施行規程」では、工事主任は、工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、その措置について指示を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・設備工事において、当該報告書が適時に提出されていない以下の事例がみられた。</p> <p>ア 設計変更対象の工事が完了した後に提出されているもの</p> <p>イ 設計変更対象の機器が納品された後に提出されているもの</p> <p>これらの事例は、職員の当該規程に対する認識不足が原因と考</p>

## 別紙

	えられる。 今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事事務に努められたい。
--	--

### 《指摘事項に対する措置》

再発防止対策として、課内研修等で本件の指摘内容を提示した上で、「札幌市工事施行規程」に基づいた設計変更の進め方について周知すると共に、措置必要事項報告書の決裁を経た後に、施工協議簿にて施工者へ指示し、施工を進めることの徹底を行った。

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 設計変更手続を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市工事施行規程」では、工事主任は、工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、その措置について指示を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木・設備工事において、当該報告書が適時に提出されていない以下の事例がみられた。</p> <p>ウ 全体の工事が完了した後に提出されているもの</p> <p>これらの事例は、職員の当該規程に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事事務に努められたい。</p>
<h3>《指摘事項に対する措置》</h3> <p>1) 工事主任となる担当者を対象に課内研修を実施し、下記について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施行規程の要旨について改めて確認すると共に、受託者との紛争防止の観点からチェックリストを活用して規程の遵守を徹底すること。</li> <li>・正確な変更数量・金額精査に時間を要する場合は、概数による内容で報告を行い、作業実施前に必要な手続きを完了させることを徹底し、その後、正確な変更内容が確定した後に改めて報告書の提出を行うこと。</li> </ul> <p>2) 10区の工事担当係長に当該指摘に係る内容を周知し、注意喚起を行った。</p>	

## 別紙

### (3) 令和6年度第2回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	社会福祉法人常徳会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 時間外保育促進事業においては、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を対象としているが、一部の保育所において、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>関係要綱を改めて確認し、補助対象児童について間違いのないようにするとともに、実績報告書の作成時にダブルチェックを行い、ミスの防止を徹底する。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 当法人の地域資源映像化補助事業において、補助対象経費を交付要綱に定められた補助上限額を超えた金額で算定したため、補助金の交付が過大となっているもの
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件については、補助金額の確定時に、補助要綱に定めた条件等の確認が徹底されていなかったことが原因であり、指摘を受けた後に速やかに実施した内部研修では、補助金チェック時の留意事項として、本件を「特に注意すべきミス」として周知徹底し、同様のミスが発生しないよう措置を講じたところ。</p> <p>なお、過支給分については既に補助対象者から返還を受け、返還額と同額（※）を当財団から札幌市に返還している。</p> <p>※ 本補助金は、札幌市から当財団が交付を受けた補助金を原資として、当財団が事業者に補助金として交付するものであったため。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌親会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 日中一時支援事業補助金は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて1回当たりの金額が定められているが、誤った区分を適用しているもの 上記ウについては、当法人に対する前回（令和元年度）の監査

## 別紙

	<p>においても今回と同様の事例がみられたところである。</p> <p>補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

### 《指摘事項に対する措置》

札幌市日中一時支援事業運営費補助金については、札幌市へ訂正の報告をし、今後同様の事態が発生しないよう文書により指導を受けた。再発防止策については、

- ①利用月毎に利用者から受給者証の提出を求め、受給者証の内容を確認する。
- ②受給者証の表記内容の理解を深め、疑問は札幌市等に確認する。

監査対象	さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 財政援助団体監査／(2) 備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>当団体では、業務委託契約に基づき受託者に備品を保管させているが、契約期間外においても当該受託者に継続して保管させていた。</p> <p>今後は、備品管理における責任の所在を明確にしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

契約に当たっては事務局長含む管理者の決裁がなされていたが、過去、同様の契約で受託者との認識齟齬等による問題が発生していなかったため、契約書の内容不備とは認識されなかった。

今後は、次の年度の業務契約締結日を4月1日付とすることで契約期間外に受託者の受託者責務が発生しないよう措置することとした。

加えて、指摘後にすぐに前回の契約書データ保管サーバーに備忘の電子ファイルを残すとともに、職員を対象とした研修を行った。

監査対象	一般財団法人札幌産業流通振興協会（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(1) つり銭の取扱いを適正に行うべきもの</p> <p>当法人においては、小口現金取扱要領で定められた小口現金とは別に、規定にないつり銭の用途に備えるためとして保管されている現金がみられた。</p> <p>現金の保管は、少額であってもリスクを伴うものであり、長期にわたってつり銭が使用された実績もないことから、あらためて適正な現金の取扱いに努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

社内会議において、つり銭は、本年度内をもって廃止とすることとした。

## 別紙

監査対象	一般財団法人札幌産業流通振興協会（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(2) 履行検査に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>履行検査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌総合流通会館清掃業務において、提出された報告書では、仕様書のとおり実施されたことが確認できないにもかかわらず、そのまま履行検査で合格としているもの</p> <p>今後は、あらためて関係規程に関する職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、効率性、有効性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>社内会議において業務履行の確認の徹底やチェック体制の強化を図ることにより、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>また、委託業者には正確な報告書を提出することを徹底するよう指示した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌産業流通振興協会（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(2) 履行検査に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>履行検査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 少額の業務委託等において、内容を検査した上で事務局長に報告することとなっているが、その証跡が残されていないもの</p> <p>今後は、あらためて関係規程に関する職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、効率性、有効性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>規定に「3. 第1項および第2項に係る報告は、専決権者が認めた場合は省略する」旨を追加するとともに、社内会議において今後は規定に基づく適正な報告を徹底するように周知し、体制強化を図った。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌産業流通振興協会（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(2) 履行検査に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>履行検査に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 検査に関する報告が専務理事まで必要な場合において、それが行われていないもの</p> <p>今後は、あらためて関係規程に関する職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、効率性、有効性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

## 別紙

社内会議において、検査報告の専決区分について誤った様式の検査報告を使用して行っていたことから、直ちに様式を修正することとし、専務理事への報告とする様式を使用することで徹底することともに、改めて関係規程に関する職員の理解を深め、適正な事務の執行に努めるよう周知した。

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 指名見積合せ参加者の選考を適正に行うべきもの</p> <p>当法人の契約事務取扱要綱において、予定価格200万円未満の契約における指名見積合せ参加者の選考は、委員3名以上が出席する被指名者選考委員会により、出席委員の多数決で決定するものと定められているが、委員2名のみでの出席で参加者の選考を行っていたのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件は、規程の理解不足及び決裁時のチェック体制の不備が原因であり、指摘を受けた後に速やかに実施した内部研修では、契約規程について全般的に理解を深めることを目的としたカリキュラムを実施し、同様のミスを防止するための措置を講じた。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(2) 支出に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>支出に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市エレクトロニクスセンター駐車場除雪業務において、契約書では分割払いを定めていないにもかかわらず、分割して支払っていたもの</p> <p>今後は、チェック体制の強化を図り、経済性、効率性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件については、担当者・決裁者双方が、同時の契約書チェックを十分に行っていなかったことが原因であり、指摘を受けた後に速やかに実施した内部研修では、契約書案が仕様の内容と齟齬が生じていないか等についての確認を徹底することについて周知を行ったところ。これに加え、決裁者向けのチェックリストなどを活用し、本件のような基本的ミスをなくしていく取組を継続する。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
------	------------------------------

## 別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>3 公の施設指定管理者監査／(2) 支出に関する事務を適正に行うべきもの 支出に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 札幌市産業振興センター産業廃棄物処理において、受託者が誤った契約単価で請求していたが、確認を怠り過大に支出していたもの 今後は、チェック体制の強化を図り、経済性、効率性の観点にも留意したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
-----------------------	---

### 《指摘事項に対する措置》

本件は、受託者の誤請求が直接の原因ではあったものの、当財団においても、請求書と契約書の突合せチェックが徹底されていなかったため、誤払が発生してしまったもの。

指摘を受けた後に速やかに実施した内部研修にて、支出伝票の起票時、また決裁時の初歩的なチェック事項を含め、改めて周知徹底を図ったところだが、これに加え、決裁者のチェックリストなどを活用するなどにより、本件のような基本的なミスをなくしていくよう努めていく。

なお、誤払分については、受託者から既に返還を受けている。

<p>監査対象</p>	<p>一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>3 公の施設指定管理者監査／(3) 利用料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの 札幌市エレクトロニクスセンター使用承認等事務取扱要領において、駐車場の利用料金を減免する場合は、札幌市の承認を得ることと定められている。 当法人では、承認期間が経過し、新たに手続が必要であったにもかかわらず、これを行わずに同センター内のコンビニエンスストア利用者に対して1時間分の利用料金を減免していた。 今後は、同要領に従い、適正な事務の執行に努められたい。</p>

### 《指摘事項に対する措置》

本件については、定例事務の処理漏れに係るチェック体制が徹底されていなかったことが原因であり、同様のミスが発生することのないよう、課内で定例事務のチェックリストを共有し、複数職員間で処理漏れの発生を防止していく。

<p>監査対象</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）</p>
-------------	--

## 別紙

監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(4) 契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>契約書への収入印紙の貼付において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 課税文書に該当する契約書を取り交わす際に、印紙税額を判断する契約書の記載金額を誤認し、貼られている収入印紙が過少であるもの</p> <p>今後は、契約書の取り交わしに当たり、十分に確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>改めて契約業者との間で印紙税額に不足があったことを相互に確認の上、契約書に不足分 200 円の収入印紙を貼付した。</p> <p>今後は、契約条項等の確認に加え、印紙税額の確認も徹底して行う（複数人で確認）。</p>	

監査対象	札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ（総務局国際部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(4) 契約書への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>契約書への収入印紙の貼付において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 契約書を取り交わす際に、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない契約書を取り交わしているもの</p> <p>今後は、契約書の取り交わしに当たり、十分に確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>自動更新条項により、現契約書へ収入印紙の貼付と割印をした。今後は契約書において委託（非課税）か請負（課税）契約かを判断しかねるケースの場合、本社の契約書管理部門への確認も行い、2重のチェック体制で判断することとした。</p>	

監査対象	社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(5) 指定管理業務に係る報告等を適正に行うべきもの</p> <p>仕様書において、施設の修繕に当たっては、原則として札幌市の事前承認又は緊急時には札幌市への事後報告が求められているが、これらを行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、仕様書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は、管理業務等仕様書に基づき、事前承認または事後報告を適切に行う。</p>	

## 別紙

監査対象	社会福祉法人札幌会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(7) 利用承認等の手続を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市障害者福祉施設条例及び札幌市障害者福祉施設管理規則の規定により、指定管理者は札幌市社会自立センターの利用希望者から札幌市障害者福祉施設利用申込書の提出を受けたうえで希望者に対し利用の承認をすべきところ、当該申込書を徴しておらず、利用承認の決定及び通知を行っていなかった。</p> <p>今後は、関係法令等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>管理者引継ぎマニュアルの不備により、利用承認を失念していた。遡及して申込を受け、承認通知を発行している。</p> <p>今後同様の事項が無いよう、マニュアルへ追記し、管理業務仕様書の再確認を行っている。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの</p> <p>損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 対物補償額を2千万円とすべきところ、1千万円となっていたもの</p> <p>今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>管理業務仕様書の基準のとおり、対物賠償2,000万円、追加保険者補償（指定管理者用）及び被保険者間交差責任補償（指定管理用）特約を追加している。令和7年度はこの内容で更新する。</p>	

監査対象	社会福祉法人はるにれの里（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの</p> <p>損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 対物補償額を3億円とすべきところ、1億円となっていたもの</p> <p>今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>対物補償を3億円とした損賠賠償責任保険へ加入し直し、仕様書の要件を満たす内容とした。今後は、この内容にて毎年更新していく。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌会（保健福祉局障がい保健福祉部）
------	--------------------------

## 別紙

監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの 損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者及び札幌市とし、交差責任担保特約を付すべきところ、被保険者に札幌市が含まれておらず、交差責任担保特約も付されていなかったもの 今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>管理業務仕様書の基準のとおり、対物賠償 2,000 万円、追加保険者補償（指定管理者用）及び被保険者間交差責任補償（指定管理用）特約を追加している。</p>	

監査対象	社会福祉法人はるにれの里（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの 損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者及び札幌市とし、交差責任担保特約を付すべきところ、被保険者に札幌市が含まれておらず、交差責任担保特約も付されていなかったもの 今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>「被保険者を指定管理者（指定管理者から委託を受けた者を含む）及び札幌市とし、交差責任担保特約を付ける。」内容とした損賠賠償責任保険へ加入し直し、仕様書の要件を満たす内容とした。令和 7 年度はこの内容で更新する。</p>	

監査対象	さとらんど f a n コンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(8) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの 損害賠償保険の加入において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 被保険者を指定管理者、指定管理者から委託を受けた者及び札幌市とし、交差責任担保特約を付すべきところ、被保険者に札幌市が含まれておらず、交差責任担保特約も付されていなかったもの 今後は、仕様書に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>保険会社へ交差責任担保特約の加入の手続きを依頼し、仕様書通り是正した。令和 7 年度以降は契約更新時に保険会社担当者と契約内容について確認する。</p>	

## 別紙

監査対象	社会福祉法人札幌会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(9) 職員の自家用車を業務で使用する場合の手続を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市社会自立センターでは職員の自家用車を業務で使用しているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 道路交通法の規定では5台以上の自動車を使用する場合は安全運転管理者を選任することとされているが、なされていなかったもの</p> <p>今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>職員の自家用車を5台以上業務で使用しているが、札幌市社会自立センターで所有する公用車両は1台であったため、安全運転管理者の配置は不要であると誤認していた。</p> <p>即座に、警察署に届け出を行い、安全運転管理者を配置し、講習を受講している。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(9) 職員の自家用車を業務で使用する場合の手続を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市社会自立センターでは職員の自家用車を業務で使用しているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ アルコール検知器により運転者の酒気帯びの有無の確認などがなされていなかったもの</p> <p>今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>安全運転管理者の選任と合わせて、アルコール検知器を準備し、様式を定めて酒気帯び確認を行っている。</p>	

監査対象	SORA－SCC共同事業体（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(10) 利用料金の設定を適正に行うべきもの</p> <p>固定式スクリーンの利用料金については、市長の承認が必要であるが、徴収すべき額とは異なる額で申請し承認を得ていた。</p> <p>今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>是正措置として、札幌市に対して利用料金の追認を求める申請を行い、承認を受けた。</p>	

## 別紙

今後の再発防止策として、利用料金の承認申請を行う際は、複数人で条例の規定と料金表の照合作業を行い、申請書の内容が条例及び料金表の関係を正しく捉えた内容になっているかを十分確認する。

監査対象	さとらんど f a n コンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(11) 利用料金を適正に収受すべきもの</p> <p>利用料金の請求事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 利用料金の請求誤りがあったもの</p> <p>使用施設（貸室）における備付物件の利用料金を誤り、過少請求となっているものがみられた。</p> <p>当該使用承認請求書には「備付物件他」欄があり、備品名、個数及び時間区分が担当者により記載されているものが大半であったが、本件の過少請求となったものには備品名しか記載されていなかった。そのため、利用料金や時間区分の誤認を招いてしまったこと、またそれを決裁過程でチェックできなかったことが要因として考えられる。</p> <p>今後は、申請書への記載方法やその確認体制を確立したうえで、利用料金の請求を適正に行われたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>業務にあたるスタッフに記入に関する教育を行った。その教育として当該従事者・書類を確認するスタッフへ研修を行い、札幌市農業体験交流施設条例第5条の別表2の使用料・単位・金額について記入不備のないように指導した。</p> <p>記入の際や決裁時のチェック体制を強化するため、使用承認申請書の記載項目を変更し、備品名・時間区分・料金を明確に記載された様式とする。</p>	

監査対象	さとらんど f a n コンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(11) 利用料金を適正に収受すべきもの</p> <p>利用料金の請求事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 利用料金の請求漏れがあったもの</p> <p>札幌市農業体験交流施設条例において、業としての写真又は映画の撮影は、1日単位（午前9時から午後9時まで）で利用料金が定められている。それを超過又は繰り上げて撮影行為を認めた場合には、割増料金を加算することになっているが、それがなされていなかった。</p> <p>今後は、法令等に基づき、利用料金の請求を適正に行われたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>受付・申請書従事するスタッフに対して札幌市農業体験交流施設条例について説明し、撮影に関する取扱と加算料金についての教育を行った。お客様から</p>	

## 別紙

のお問合せの際に撮影行為を繰り上げ・超過する場合には、1時間あたり映画：2,400円、テレビ：1,200円、写真：150円の割増料金の加算について案内する。ホームページに上記の旨を記載済み。

監査対象	さとらんどfanコンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(12) 区分経理を適正に行うべきもの</p> <p>協定書等によれば、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は明確に区分して経理しなければならないとされている。</p> <p>当団体は、売店やレストラン等を自主事業として実施しているため、それに必要な行政財産目的外使用料は、その全額を自主事業に係る費用として計上することになる。</p> <p>しかし、当該費用を明確に区分できない費用と誤認したことから、各事業の収入規模等に応じた費用の配分がなされ、結果として当該費用の大半を指定管理業務の費用として計上していた。</p> <p>今後は、協定書等を遵守した経理処理を行うためにも、支出科目やその内容を精査したうえで、適正な区分経理に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>協定書に第7条指定管理業務と第34条自主事業に定めについて区分を確認し、是正措置として自主事業にかかる支出を正しく計上を修正した。適正な区分経理の確認のため、担当者の他に統括責任者で確認を行う。</p>	

監査対象	さとらんどfanコンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(13) 契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>当団体で定めた手順では、契約締結時に契約書を取り交わすこととしているが、飼養動物の借受けに当たり、契約書を取り交わしていなかった。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>飼養動物のレンタル契約書を交わすように相手方に伝え、レンタル契約書を交わした。令和7年度以降は「契約を締結完了するまでの手順」に従い、契約内容を確認したうえで飼養動物のレンタル契約を進めていく。</p>	

監査対象	札幌市月寒公民館運営委員会（教育委員会生涯学習部）
------	---------------------------

## 別紙

監査委員の 指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(15) 鍵の管理を適正に行うべきもの</p> <p>利用者の責による施設内の研修室の鍵の紛失に際し、協定書に基づく事故発生時の札幌市への報告が行われておらず、また、その後も適切な再発防止策がとられていなかった。</p> <p>今後は、協定書等に基づく適正な施設管理に努めるとともに、適切な鍵の紛失防止策を講じられたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今後は鍵の貸出記録簿を整備する。また、紛失した疑いがある場合は、利用団体の全員に再度確認を促すなど、発見に全力を挙げるよう協力を要請することとしたほか、規程通りその事由等を事故報告書として速やかに札幌市教育委員会に報告して必要な指示を受けることとする。</p>	

## 別紙

2 意見（要望）事項に対する対応（令和6年度監査報告第6号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 令和6年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税政部東部市税事務所
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／1 滞納整理に関する事務について</p> <p>税政部が策定した令和6年度滞納整理事務年度計画においては、各事務所納税課に統括班、量的整理班等を設け、班ごとに年間・月間のスケジュールや業務手順を定めると示されているところ、業務手順について定められていない事例がみられた。</p> <p>業務の性質上、案件ごとに個別の判断を要する事情は認められるものの、業務の流れを可視化することで、不適切な事務処理を未然に防止し、適正な事務執行の確保に資する効果が期待できることから、画一的な業務手順で一定程度の整理が見込まれる量的整理班については、標準的な内容を業務手順として定めるなど、業務の流れを明確にするための取組を進めるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>量的整理班については業務手順書を作成した。</p> <p>なお、同日付で納税係長から職員全員にメールにて周知し、重ねて班長から職員に業務手順の内容を説明した。</p> <p>今後は業務手順を活用し、業務の流れを明確にすることで、計画的かつ効率的な滞納整理を推進する。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／2 学校給食に関する事務について</p> <p>(1) 札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第6条では、市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる旨規定されているものの、この「特別の理由があると認めるとき」の基準等について規則、要綱等で定められていなかった。</p> <p>徴収における公平性を確保するために減免の基準を規定することは重要であり、当該基準を規則で明文化している政令市も複数あることから、今後、減免の基準を明確にするよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>条例制定時、天災によって突発的に著しく資力を喪失した場合の減免を想定していたものの、災害による個人事業税が全額免除された場合や市町村民税が全額免除された場合は、就学援助の対象となり、学校給食費は公費負担となる場所である。</p> <p>他の政令市の状況も踏まえつつ、令和8年度に予定されている小学校の学校給食無償化に伴う規則改正と併せて減免の基準を明確にするよう検討する。</p>	

監査対象	教育委員会生涯学習部
------	------------

## 別紙

<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／2 学校給食に関する事務について (2) 学校給食費の徴収に関して、公会計化に伴い職員を増員するなど体制の強化は行われているものの、未納等対応のためのマニュアルの作成にまでは至っていない状況が認められた。 文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」においては、適切に業務を実施するために、督促や強制執行等の法的制度や納付指導の方法等を記載したマニュアルの整備について示されていることを踏まえると、徴収における公平性の確保に加えて、職員が交代した場合でも継続的に業務が遂行されるように、法的措置の手順等を整理のうえマニュアルを整備するなど業務手順を具体的に定めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》 支払督促の申立てを実施し、今後、強制執行の実施を踏まえ、法的措置の手順等の体制を整備する。 法的措置の手順等の整備後、未納等対応のマニュアルを作成する。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>教育委員会生涯学習部</p>
<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／2 学校給食に関する事務について (3) 学校給食調理等業務については、細分化して委託を行っており、今年度は2社が業務を受託しているが、仕様書では、業務の履行に伴い第三者に損害を与えた場合等には事故報告書の作成と提出を定めているところである。 当該報告書には事故の原因と事後の措置等が記載されており、札幌市において事故の再発防止に有用なものであることはもとより、事業者においても他社で発生した事案を把握することで同様の事故の発生を予防する効果が期待できることから、学校給食のさらなる安全性の確保のために、受託事業者相互でも情報を共有できる仕組みを設けるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》 受託事業者相互で情報共有ができる仕組みを設けることは有効なものと考え、受託事業者が参加する衛生管理連絡会議の場において、事故報告の内容と再発防止へ向けた改善策について報告するなど、既存の会議内で業者相互間に情報共有が行えるような仕組みを検討する。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>教育委員会生涯学習部</p>
<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／3 学校徴収金に関する事務について 札幌市立学校徴収金取扱要領第27条では、教育長は、校長に対し、学校徴収金に関し、必要に応じて指導及び調査を行うことができる旨定めていることから、管理運用状況を確認し、必要な助言等を行うことを目的として、各学校等を対象としたアンケートなどにより、様々な観点から数校を選定して実地監査を行っている。 受益者負担の公平性から、当該徴収金の未収に係る業務は重要であるが、複数の学校においては、数年連続して未納率が高止ま</p>

## 別紙

	りする傾向にあるため、未納率の改善に向けた適切な指導を行うことができるよう、未納率を重視して対象校を選定することや、未納の原因を確認するための監査手法としてヒアリングを重点的に行うなど、実効性のある実地監査に向け見直しを検討されるよう要望する。
--	--

### 《意見（要望）事項に対する対応》

令和6年度より、調査対象校の選定項目の見直しを行い、昨年度の未納率が高い小、中学校を選定し、未納状況や督促及び催告方法、納入誓約書の徴取有無、折衝記録についてヒアリングを行い、未納解消に向けた指導を行った。令和7年度以降も、未納率を調査対象校の選定項目の一つとし、未納率が高止まり傾向にある学校に対して、未納状況について重点的にヒアリングするなど、適切な指導及び助言を行う。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／4 物品購入に関する事務について 同じ品目の物品について、規格が異なることを理由に二回に分けて連続して調達しているものがみられた。経済性の観点から、同品目を集約して一括で調達することにより経費の節減を期待できることから、今後は調達の時期や方法を適切に判断するよう要望する。

### 《意見（要望）事項に対する対応》

学校長の執行権限については「市長事務の補助執行について」で定められており、物品の購入は50万円未満とされている。これを超える金額の発注を行う場合は、教育委員会事務局で調達し学校に対して現物支給を行うこととしている。

しかし、本件では規格が異なる物品であれば同種のものでも別々に購入可能であると錯誤していたこと、また、学校に配分された予算はすべて学校長権限で購入すべきものと誤認し、余裕のないスケジュールで調達を行っていたため教育委員会事務局に現物支給の相談等を行っておらず、同種の物品を集約して同時に調達するよう仕様書を見直し、当該物品に特化した事業者を指名するか、教育委員会事務局に相談の上、まとめて調達・現物支給するなど検討の余地があった。

このため、全校長に対して、同種の物品購入において、経費節減が期待できるため、集約して同時期に調達することが適当であること、また、学校長の執行権限を超える購入となる場合、教育委員会事務局に調達について相談するよう周知した。

また、学校事務職員の共同実施組織である学校運営支援室の区グループ長会議において、再発防止の徹底を指示した。

監査対象	建設局土木部
------	--------

## 別紙

<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>第2 意見(要望)事項／5 普通財産の貸付契約書における契約条項について</p> <p>令和2年4月1日施行の改正民法により、売買契約以外の有償契約における瑕疵担保責任に代えて契約不適合責任が導入されたが、普通財産の貸付契約書に改正内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>契約不適合責任では、貸付物件が契約内容に適合しない場合、借主は損害賠償請求や契約の解除等を行うことが可能となったが、貸主が契約不適合責任を負わない旨を契約書に定めることも可能となっており、制度所管部局から、当該改正に係る貸付契約書(参考様式)等の改正点として、これらの免責条項も示されているところである。</p> <p>今後は、契約書の内容が現行規程等に照らし適切かどうかを留意し、契約手続を行われるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>当該貸付契約においては、標準様式に必要な事項を転記し、転記箇所の着色及び貸付事務フォルダに変更後の様式を加え、今後の標準様式の改正に対応可能な仕様に変更した。また、他の貸付契約書も同様の対応を行い、標準様式の使用を前提に事務を進めることとした。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>建設局みどりの推進部</p>
<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>第2 意見(要望)事項／5 普通財産の貸付契約書における契約条項について</p> <p>令和2年4月1日施行の改正民法により、売買契約以外の有償契約における瑕疵担保責任に代えて契約不適合責任が導入されたが、普通財産の貸付契約書に改正内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>契約不適合責任では、貸付物件が契約内容に適合しない場合、借主は損害賠償請求や契約の解除等を行うことが可能となったが、貸主が契約不適合責任を負わない旨を契約書に定めることも可能となっており、制度所管部局から、当該改正に係る貸付契約書(参考様式)等の改正点として、これらの免責条項も示されているところである。</p> <p>今後は、契約書の内容が現行規程等に照らし適切かどうかを留意し、契約手続を行われるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>改正する必要がある契約をリストアップし、それぞれ契約更新の際に順次改正を行う。</p> <p>また、各種通知を始めとした要処理事項等について都度組織内で共有するほか、契約更新手続の際には副担当とダブルチェックを実施するなど、処理漏れを防ぐ体制を整える。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>建設局みどりの推進部</p>
-------------	-------------------

## 別紙

<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／6 公園施設の設置や行為の許可に関する審査事務について</p> <p>札幌市が設置する都市公園における公園施設の設置や行為の許可に係る審査基準においては、暴力団の利用及び財産上の利益の供与に該当しないことを定めているが、許可申請者から当該項目に該当しないことを確認できる書類等を徴取しておらず、当該項目を審査し得ない状況となっていた。</p> <p>審査基準とは、申請の公正な処理を確保することの重要性に鑑みて、行政庁に対し、具体的に定めて公にしておくことを義務付けているものであることから、許可申請者から徴取する書類を見直す等、許可の決定において、当該基準に即して申請の適否を判断することができるような取扱いを検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》</p> <p>申請時に挙証書類に基づいて申請の適否を判断し、許可の決定を行うことができるよう、公園使用許可申請書等の申請者の記載欄に、暴力団の利用及び財産上の利益の供与に該当しないことに関する確認欄を追加した。また、各区土木部などの関係部局に対し、申請書の様式変更及び変更の必要性が生じた理由について周知した。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>教育委員会生涯学習部</p>
<p>監査委員の 意見(要望) 事項</p>	<p>第2 意見(要望) 事項／7 行政財産の目的外使用許可に関する事務について</p> <p>札幌市教育委員会学校等使用規則第3条では、学校等の使用許可を受けようとする者は、使用前5日までに、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならないとされているところ、直前に提出されたものがみられた。</p> <p>当該規則に則した運用は、申請内容の確認など使用許可に係る公正性の確保に必要なものと考えられ、厳格な運用を図るために、申請者に対し周知等の充実を要望する。</p> <p>一方、地域住民による緊急の用など、当該規則に則した運用が難しい場合も想定されることから、原則によらない運用についてあらかじめ規定することを併せて要望する。</p>
<p>《意見(要望) 事項に対する対応》</p> <p>使用前5日までに、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならないことを改めて各学校へ周知するとともに、公式ホームページ等に明記するなど、申請者への周知を図る。</p> <p>また、地域住民が緊急で使用したい場合など、原則による運用が難しい場合、電子データによる申請書の提出や許可書の発行など、速やかに許可書が交付可能な方法について検討を進める。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>財政局税政部東部市税事務所</p>
-------------	----------------------

## 別紙

<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>第2 意見(要望)事項/8 職員の研修に関する事務について          税政部が策定した令和6年度税務職員研修実施計画においては、研修担当者は、所定の決裁を得て研修の目的や時間割等を明記した実施要領を決定し、受講者へ通知することと定めているところ、当該計画に掲載されている研修について、実施要領を策定していないものが複数みられた。</p> <p>年度当初に所定の決裁を受け研修計画を策定するなど、研修を体系的に実施している状況は認められるが、職員の職務遂行能力等の向上を図ることを目的として行われる研修の実効性を高めるためにも、個別の研修についても実施に当たっては組織としての意思決定を経たうえで、受講者に対し当該研修の目的等を通知することが適当である。</p> <p>また、札幌市公文書管理規則においては、事案に係る意思決定を行う場合は、公文書を作成し、所定の決裁を受けることにより行わなければならないと規定されていることを踏まえ、今後、研修の実施に当たっては、実施計画で定める手続に即して実施要領を決定するなど、組織的な意思決定を公文書として保存できる方法で進めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>研修の実施に当たっては、税務職員研修実施計画で定める手続に即して実施要領を決定し、組織的な意思決定を公文書として保存することとした。</p> <p>この取扱いについては、庶務担当係長会議において周知を図った。</p> <p>今後は、職員の資質及び職務遂行能力等の向上を図ることを目的として行われる研修の実効性を高めるためにも、実施要領を作成し、当該研修の目的等を受講者に通知することとする。</p>	
<p>監査対象</p>	<p>教育委員会生涯学習部</p>
<p>監査委員の意見(要望)事項</p>	<p>第2 意見(要望)事項/9 必要な情報の周知について          S A P I C A等の取扱いに関して総務局から発出された通知においては、月末の使用報告時に決裁を受ける際には、利用明細の添付を要すると示されているが、今回の定期監査では、市立学校等において当該利用明細の添付が行われていない事例が散見された。</p> <p>当該通知については、各局区庶務担当課あてに発送されたものであり、局庶務担当課である総務課でこれを収受したものの、市立学校等への周知が行われなかったため、各学校等で当該通知を認識していないことが、不備が発生した主な原因であると判断される。</p> <p>必要な情報を組織内外等に正しく伝えることを確保することは、内部統制制度において重要であることから、今後は、情報の周知には十分留意のうえ、事務の執行に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>速やかに市立学校等への周知を実施した。</p> <p>今後、同様のことが発生しないよう、局内に事例を共有することで再発防止</p>	

## 別紙

を図るほか、情報の内容を精査し、関係先へ適切な情報の周知を行うよう、事務の執行に努める。

監査対象	教育委員会生涯学習部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/10 個人情報の取扱いに関する事務について</p> <p>令和5年度の後期定期内部監査の共通監査項目として「個人情報保護法関連事務」が指定されているところ、市立学校等については定期内部監査の実施対象としていなかったため、全ての学校等で「個人情報保護法関連事務」についての監査が実施されていなかった。</p> <p>今年度に入り、市立学校において個人情報が流出した事件が相次いで発覚したことを踏まえると、適正な事務処理の確保と問題の早期発見・是正の観点からも、自校以外の者が確認する体制を制度的に構築するよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>局内の関係者と協議を重ね、例年5～6月に実施している学校訪問時において、教育委員会事務局が点検を行うこととし、年1回は全校において自校以外の者が点検を行えるよう体制を整備した。</p>	

# 別紙

## (2) 令和6年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／1 舗装の施工について</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は、基層の施工を行う場合に、プライムコートを一様に散布しなければならないことと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、車道を舗装する際に、プライムコートを一様に散布せずに施工している事例がみられた。</p> <p>プライムコートは、舗装の防水性や安定性を確保するために必要なものであることから、今後はその目的や役割について職員に周知するとともに、当該仕様書を確認し、受注者を指導されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>課の役職者会議や各係会議において本件の事例を共有した。また、今後は現場着手前に実施している「工事安全管理現場委員会」において、受注者へ適切なプライムコートの塗布について指示を行う。</p> <p>なお、すでに一部の業界団体に対して再発防止を要請しており、引き続き、他の業界団体にも同様の要請を進める。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／2 見積価格の評価について</p> <p>「札幌市公共建築工事積算要領」では、積算に用いる単価として製造メーカーから徴取した見積価格の使用が認められている。見積価格の採用に当たっては、3社以上の見積りの中から最低価格を採用するとされており、見積価格の直近上下位との価格差が20%以上ある場合は、その妥当性を確認することと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、最低価格を提示したメーカーの見積価格は、直近上位との価格差が20%以上あったため、妥当性を確認し、当該見積りを除外して単価を決定していたが、施工段階において、除外した最低価格の製品を納品している事例がみられた。</p> <p>妥当性の確認方法や理由については、発注部局の判断に委ねられており、今回の設備工事においては、既製品の価格は各メーカーによって大きな価格差は生じないという考え方により、20%以上の価格差があった製品は妥当ではないと判断し、最低価格を除外していたものである。</p> <p>しかし、積算要領では見積価格は最低価格を採用することが原則とされており、価格差のみを評価し、最低価格を除外して積算することは、経済性の観点から積算を行っているとは言い難く、最低価格の除外に当たっては、メーカーへの意見聴取等により、製品仕様や実勢取引等についても評価したうえで判断すべきと考える。</p> <p>見積価格の評価は、適正な工事費を積算するうえで重要であることから、最低価格の除外に当たっては、その妥当性を慎重かつ</p>

## 別紙

	十分に確認し、経済的な積算が行われるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>設計書の仕様に合致している製品であれば、設計時に見積を徴収していない製品であっても現地への納入を拒むことはないため、見積を徴収していない製品や見積比較より除外した製品が現地に納入される事例はある。</p> <p>物価資料は、市場で最も多い取引価格を掲載しているが、類似製品同士では大幅な金額差が無いことを踏まえ、今回徴収した見積額の中でも、大幅な金額差が無いものを比較対象とし、20%以上乖離している価格のメーカーは、従来と同様に異常値として除外する判断を行った。</p> <p>令和7年度は現行どおりの運用とするが、今後、20%以上乖離のデータを集め価格差があった製品等を見積比較から除外するか否かについて整理を行う。</p>	

## 別紙

### (3) 令和6年度第2回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	社会福祉法人北海道社会福祉事業団（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(6) 金券類の管理について（意見（要望）事項） 仕様書において、「現金等の取扱に関する規定を整備し、運用する」ことや、「現金等」には金券類を含み、適切な管理をすることが定められているが、金券類の管理については規定が整備されていなかった。 今後は、規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し事故防止に努めるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>現行の「現金取扱規定」の中に金券類の取り扱いに係る文言を追加する等、「現金取扱規定」を改正した上で、適切な管理体制を確立し事故防止に努める。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌親会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(6) 金券類の管理について（意見（要望）事項） 仕様書において、「現金等の取扱に関する規定を整備し、運用する」ことや、「現金等」には金券類を含み、適切な管理をすることが定められているが、金券類の管理については規定が整備されていなかった。 今後は、規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し事故防止に努めるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>現金の取扱いについて、規定に無かったため、経理規程に新たな条項を設けるよう、準備し、理事会で審議を受ける。</p> <p>また、口頭で指摘があった管理者により金券の管理については様式を改め、月締めで確認することとしている。</p>	

監査対象	さとらんどfanコンソーシアム（経済観光局農政部）
監査委員の意見(要望)事項	3 公の施設指定管理者監査／(14) 施設内にある2つの無料Wi-Fiについて（意見（要望）事項） 札幌市農業体験交流施設であるサッポロさとらんどには、札幌市が設置したSapporo City Wi-Fiと当団体が設置したWi-Fiの2種類のWi-Fiが存在しており、無料で使用することができるが、一施設が2つの無料Wi-Fiを設置する必要性は低いと思われる。 現にそれぞれ運用コストがかかっており、当該設備の集約化を図ることで、効率的・経済的な施設運営に資すると思われることから、関係部局等と協議を進めるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p>	

## 別紙

札幌市との協議により、さとらんど fan コンソーシアムで構築した公衆Wi-Fi サービスは SapporoCityWi-Fi と同等以上の環境整備がされているため、SapporoCityWi-Fi の運用を取りやめ、公衆Wi-Fi サービスのみの運用とする。

監査対象	札幌市月寒公民館運営委員会（教育委員会生涯学習部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(16) 現金等の取扱いに関する規定について（意見（要望）事項）</p> <p>仕様書において、「現金等の取扱いに関する規定を整備し、運用する」ことや、「現金等」には銀行口座及び金券類を含み、適切な管理をすることが定められている。</p> <p>当団体には、会計規程及び現金取扱細目規程があるものの、小口現金の具体的な取扱い、銀行口座の管理方法及び金券類の管理については規定が整備されていなかった。</p> <p>今後は、これらの規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し事故防止に努めるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>現金等の具体的な取り扱いについては、令和7年度中の改正を目途として、教育委員会から必要な助言を受けながら整備を進める。</p>	

監査対象	札幌市月寒公民館運営委員会（教育委員会生涯学習部）
監査委員の意見(要望)事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(17) 札幌市月寒公民館運営委員会会計規程について（意見（要望）事項）</p> <p>当団体では、「会計に関し、必要な事項を定める」として会計規程を設け、「委員会の会計業務のすべてについて適用する」としている。</p> <p>しかし、前例踏襲による事務の繰り返しにより、あらためて規程を確認することもなかったため、同規程で定められている契約方法に則していないなど、規程と実態がそぐわない事例が多くみられた。</p> <p>今後は、同規程についての職員の理解を深めるとともに、札幌市所管部局の指導のもと、指定管理者として求められる水準を確保しつつ、規定の整備や事務改善に取り組まれるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>札幌市月寒公民館運営委員会会計規程及び現金取扱細目規程に基づき、以下の通り対応することとする。併せて、適宜札幌市教育委員会へ報告し、指示を仰ぎながら規程の水準を維持する。</p> <p><b>【契約について】</b></p> <p>随意契約に関して、札幌市月寒公民館運営委員会会計規程の中に下記の通り明記する。</p> <p>○売買、賃貸借、請負その他の契約で、その内容が軽易かつ履行確保が容易であるもので、その予定価格が一定額(10万円未満)を超えないものとするとき。</p> <p><b>【監督又は検査について】</b></p>	

## 別紙

監督又は検査について、札幌市月寒公民館運営委員会会計規程第 22 条に基づき、今後は以下の手順で支出を行うこととする。

- ① 業者から完了届(納品書)を受領
- ② 公民館で「検査調書」作成
- ③ 請求書を業者から受領
- ④ 支払いした後に決裁報告書を提出

### 【支出について】

支出について、札幌市月寒公民館運営委員会会計規程第 26 条に基づき、業者と契約の見直しを行い、履行完了確認後に支出する契約とする。

今後も必要に応じて、札幌市月寒公民館運営委員会会計規程及び現金取扱細目規程について適宜見直しを行い、また、札幌市教育委員会からも必要な指導を受けることとする。